

6 経済制裁対象国等との取引

経済制裁対象国 [※] 等に関する取引の有無について	<input type="checkbox"/> 取引なし	<input type="checkbox"/> 取引あり	※北朝鮮、イラン、シリア、スーダン、キューバ、ベネズエラ、ウクライナのクリミア地域(2019年9月時点)
経済制裁対象国 [※] 等に保有する資産の有無について	<input type="checkbox"/> 資産なし	<input type="checkbox"/> 資産あり	

7 お取引名義人さまの資産・収入の状況 ●お取引名義人さまの資産及び収入の状況をご記入ください。

年収	<input type="checkbox"/> 01:なし	<input type="checkbox"/> 02:500万円未満	<input type="checkbox"/> 03:1,000万円未満	<input type="checkbox"/> 04:1,000万円以上
金融資産	預貯金、株式等の金融資産総額をお選びください。			
	<input type="checkbox"/> 01:なし	<input type="checkbox"/> 02:500万円未満	<input type="checkbox"/> 03:1,000万円未満	<input type="checkbox"/> 04:1,000万円以上

8 記載内容の確約

私は、本書に記載した内容について、事実と相違ないことを確約します。

ご署名

※個人事業主さまも、氏名のみご署名ください。

A 在留カード等 貼付台紙

3 国籍で「日本以外」を選択された場合は、以下の貼付台紙へ必要書類の貼付が必要となります。

在留カード等 貼付台紙

日本の国籍をお持ちでない方は、
在留カードまたは特別永住者証明書の写しを貼り付けてご返送ください。

- 【ご注意】
- 有効期限内のカード等であることをご確認ください。
 - ご提出いただいた書類はご返却致しかねますので、あらかじめご了承ください。
 - ご提出いただいた書類に不備があった場合、再度ご提出をお願いする場合がございます。

在留カード等の写しを点線枠内に貼り付けてください。
表面・裏面とも写しを貼り付けてください。

のりしろ部分

表面



のりしろ部分

裏面



定期的なお客さま情報の確認について ご理解とご協力をお願いいたします

近年、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が国際的に高まっており、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が頻発しています。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引いただけるよう、関係省庁と連携して、様々な対策を行っております。

その対策の一環として、金融機関では、お客さまのお取引の内容や状況等に応じて、お客さまの情報やお取引目的などを、窓口や郵便等により定期的に確認させていただいております。

このような取組みを通じて、一般市民を装った犯罪集団による金融機関の利用や、詐欺グループによる預金口座の不正利用を防止し、皆さまに安心して金融機関をご利用いただけるよう努めております。

お手順をおかけして誠に申し訳ありませんが、何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、この取組みについてご不明な点がございましたら、お客さまのお取引金融機関までお問い合わせください。

山形県銀行協会・山形県信用金庫協会

山形銀行・荘内銀行・きらやか銀行

山形信用金庫・米沢信用金庫・鶴岡信用金庫・新庄信用金庫

7 記載内容の確約 ●私は、本書に記載した内容について、事実と相違ないことを確約します。

ご署名	名義人様との ご関係	(例)代表取締役、経理担当者
------------	-----------------------	----------------

8 【実質的支配者の確認】

- 本欄は、法人のお客さまのみご記入ください(国、地方公共団体、上場法人、人格のない社団・財団のお客さまは記入不要です)。
- 該当箇所にチェックしてお進みください。

資本多数決法人のお客さま
(株式会社、投資法人、特定目的会社等)

議決権の総数の50%または25%を超える議決権を直接または間接的(※1)に保有する個人(※2)がいますか。

はい いいえ

当該個人の方(※3)について、下記「実質的支配者申告欄」へご記入ください。
(注)50%超の議決権を保有する個人がいる場合は、当該保有者のみご記入ください。

はい いいえ

当該個人の方について、下記「実質的支配者申告欄」へご記入ください。

はい いいえ

法人を代表し、その業務を執行する個人の方について、下記「実質的支配者申告欄」へご記入ください。

はい いいえ

資本多数決法人でないお客さま
(左記以外(一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、持分会社(合名会社、合資会社および合資会社)等)

収益または財産の総額の50%または25%を超える収益の配当または財産の分配を受ける個人(※2)がいますか。

はい いいえ

当該個人の方(※3)について、下記「実質的支配者申告欄」へご記入ください。
(注)50%超の配当または分配を受ける個人がいる場合は、当該個人のみご記入ください。

はい いいえ

関係性記号Dに該当する個人の方以外で、出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人がいますか。
例:個人の大口取引先、大口債権者など

はい いいえ

関係性記号Eに該当する個人の方について、下記「実質的支配者申告欄」へご記入ください。

はい いいえ

法人を代表し、その業務を執行する個人の方について、下記「実質的支配者申告欄」へご記入ください。

はい いいえ

※1、50%超の議決権を保有する法人を介して、他の法人の議決権を保有することです。例えば、個人Aが法人Bの議決権の50%超を保有し、法人Bが法人Cの議決権をX%保有する場合、個人Aが法人Cの議決権をX%間接保有していると考えます。

※2、国、地方公共団体、上場法人およびその子会社は、個人と見なします。

※3、事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかなる場合を除きます。

※4、関係性記号Dに該当する方と、関係性記号Eに該当する方が両方存在する場合は、両方の方が実質的支配者となります。

【実質的支配者 申告欄】

- 本欄は、法人のお客さまのみご記入ください(国、地方公共団体、上場法人、人格のない社団・財団のお客さまは記入不要です)。
- 上記フローにて確認した実質的支配者について、おとご、お名前、生年月日および名義人様との関係等を下欄へご記入ください。

<外国政府等における重要な公的地位の保有状況>
下欄にご記入いただく実質的支配者は、以下の「外国政府等における重要な公的地位にある方」の1から3のいずれかに該当しますか。
<外国政府等における重要な公的地位にある方>

- 以下の「外国政府等における重要な公的地位」を有する方
国家元首、我が国における内閣総理大臣その他の閣内大臣及び副大臣に相当する職、我が国における衆議院議長、参議院議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職、我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職、我が国における特命全權大使・特命全權公使、特派大使、政府代表又は全權委員に相当する職、我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職、中央銀行の役員、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
- 過去に上記1であった方
- 上記1または上記2に掲げる方の親族(配偶者(事実婚含む)、父母、子、兄弟姉妹、並びにこれらの方以外の配偶者の父母および子)

いいえ はい

該当する実質的支配者のお名前と、上記1～3に該当するか具体的に教えてください。

	実質的支配者(1人目)	実質的支配者(2人目※1)	実質的支配者(3人目※1)
おとご(ご住所)			
おなまえ			
生年月日(設立年月日)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
関係性記号(○を付けてください)	A・B・C・D・E・F	A・B・C・D・E・F	A・B・C・D・E・F
名義人様との関係(※2)			

※1、実質的支配者に該当する方が複数存在する場合は、該当する方全員をご記入ください。
※2、記入例: 関係性記号 A 「〇%の議決権を直接(または間接)保有」 関係性記号 B-E 「大口債権者」等
関係性記号 C-F 「代表取締役」等 関係性記号 D 「〇%の収益の配当(または財産の分配)を受ける個人」

**定期的なお客さま情報の確認について
ご理解とご協力をお願いいたします**

近年、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が国際的に高まっております。国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が頻発しています。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引いただけるよう、関係省庁と連携して、様々な対策を行っております。

その対策の一環として、金融機関では、お客さまのお取引の内容や状況等に応じて、お客さまの情報やお取引目的などを、窓口や郵便等により定期的に確認させていただいております。

このような取組みを通じて、一般市民を装った犯罪集団による金融機関の利用や、詐欺グループによる預金口座の不正利用を防止し、皆さまに安心して金融機関をご利用いただけるよう努めております。

お手数をおかけして誠に申し訳ありませんが、何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、この取組みについてご不明な点がございましたら、お客さまのお取引金融機関までお問い合わせください。

山形県銀行協会・山形県信用金庫協会
山形銀行・荘内銀行・きらやか銀行
山形信用金庫・米沢信用金庫・鶴岡信用金庫・新庄信用金庫